

三 監 第 1 3 号
令和 6 年 7 月 1 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 堀 江 和 雄 様
三 島 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 塚 英 幸 様

三 島 市 監 査 委 員 今 井 信 義

三 島 市 監 査 委 員 川 原 章 寛

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を三島市監査基準（令和 2 年三島市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査

- 2 監査の対象
 - (1) 財政援助団体監査
 - 補助金名称 三嶋大祭り補助金
 - 交付団体 三嶋大祭り実行委員会
 - 所管課 産業文化部 商工観光まちづくり課
 - (2) 公の施設の指定管理監査
 - 施設名称 三島市放課後児童クラブ
 - 指定管理者 株式会社トヨタエンタプライズ
 - 所管課 教育推進部 教育総務課

- 3 監査の範囲 令和 5 年度における財政的援助及び公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況

- 4 監査の実施場所及び期間
監査委員事務局事務室及び監査委員室
令和 6 年 5 月 10 日から令和 6 年 6 月 5 日まで

5 監査の実施内容

(1) 事務局職員の事前調査

所管課及び団体からの調書及び関係書類の提出を求め、提出された関係書類に基づき所管課の担当及び団体の経理担当等から聴取を行い、確認した事項について調書を作成し監査委員に報告した。

(2) 監査委員による監査

事務局職員が調査した関係書類及び調書に基づき監査を実施した。

6 監査の評価項目

(1) 財政援助団体監査の所管課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体監査の団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

(3) 公の施設の指定管理監査の所管課関係

- ア 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
- イ 指定管理者の指定について、議会の議決を経ているか。
- ウ 指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- エ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続は適正に行わ

れているか。

- オ 協定書等において、管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
- カ 協定書等において、指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- キ 想定されるリスクの分担が定められているか。
- ク 指定管理料の算定根拠は、合理的な基準に基づいているか。
- ケ 指定管理料の支出の方法、時期、手続き等は適正か。
- コ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- サ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、指示を行っているか。
- シ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(4) 公の施設の指定管理監査の団体関係

- ア 協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ 協定等に違反する第三者への委託を行っていないか。
- ウ 指定管理料の請求、受領は協定等どおりになされているか。
- エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- オ 事業報告書の記載内容（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）は適正か。
- カ 個人情報の管理は適正に行われているか。
- キ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- ク 利用料金は管理経費に充当され適正に運用されているか。
- ケ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また他の事業との会計区分は明確か。
- コ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- サ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- シ 利用促進のための努力はなされているか。

7 監査対象の概要

(1) 財政援助団体の概要

団体の名称	三嶋大祭り実行委員会
団体の概要	<p>三嶋大祭り実行委員会は、本会の規約に基づき三島市自治会連合会、三島商店街連盟、三島商工会議所、三島市観光協会等と三島市で構成され、本部、山車部、余興部、宣伝部、踊り部、警備部、交通部で組織され、三嶋大祭りを実施し運営を図るとともに、伝統芸能の継承および、地域の連帯を一層深め三島市の活性化、青少年健全育成および観光振興に寄与することを目的とし、三島市から交付される三嶋大祭り補助金を財源として、三嶋大祭りの実施計画の策定及び運営等を事業としている。</p>
補助金名称	三嶋大祭り補助金
補助の目的及び効果	<p>三島市の主要な観光資源である「三嶋大社」を中心に行われる「三嶋大祭り」を市民全体のまつりとし、シャギリや農兵節等の本市が誇る伝統文化の次世代への継承と地域コミュニティーの活性化を図るとともに、最大規模のにぎわいを創出し三島を広くPRすることを目的としている。</p> <p>三嶋大祭りは令和5年8月15日（火）から17日（木）までの3日間に開催され、三嶋大社から三島広小路駅までの約700mを歩行者天国にし、山車やシャギリ、農兵節、頼朝公旗挙げ行列など様々な行事が繰り広げられ、3日間で45万人が訪れ交流人口の増大と三島市の活性化が図られた。</p>
補助金額	27,500,000円（一般財源）
団体の決算状況	<p>歳入決算額 34,485,755円 歳出決算額 33,676,903円 歳入歳出差引額 808,852円 （うち補助対象経費 27,911,193円 充当率98.5%）</p>

(2) 指定管理者の概要

指定管理者	株式会社トヨタエンタプライズ	
施設の名称	三島市放課後児童クラブ（市内小学校14校 24施設）	
施設の目的	放課後や長期休業中に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びの場や生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としている。	
指定管理業務	1 放課後児童クラブの運営に関する業務 2 施設及び設備の維持管理に関する業務	
指定方法	公募	
指定手続	令和4年6月30日	市へ指定管理者指定申請書提出
	令和4年7月26日	指定管理者審査委員会によるヒアリング、総合審査、選定
	令和4年8月2日	選定結果通知
	令和4年8月24日	三島市放課後児童クラブの管理に関する仮協定書締結
	令和4年9月6日	市議会9月定例会にて議第52号「公の施設の指定管理者の指定について」議決 指定管理者指定通知及び告示、協定書締結
指定管理期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	
指定管理料等	期間上限額1,023,525,000円、年度上限額204,705,000円の範囲内において年度協定書で定める。 令和4年度 0円 債務負担行為 令和5年度 188,808,000円 （一般財源142,978,664円、国県支出金45,829,336円） 令和6年度 189,108,000円 令和7年度 204,705,000円 令和8年度 204,705,000円 令和9年度 204,705,000円	
	利用料金制 1人目5,000円、2人目2,500円、3人目無料 土曜日400円、延長1回100円	
令和5年度の指定管理に係る収支状況	収入 254,004,000円 支出 254,004,000円 収支 0円	
令和5年度の施設の利用状況	開室日数 1校当たり平均240日/年 平均利用者数 1,038人/月	

8 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を行ったところ、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 財政援助団体監査

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

三嶋大祭り補助金については三嶋大祭り実行委員会（以下、「本会」という。）へ交付された後、本部と各部へ分配し、各部に分配された当該補助金は更に各部の本会計と参加団体へ分配される仕組みとなっており、会計処理については本会が作成した「会計報告に関するマニュアル」に基づくよう、本会から各団体に指導しているところであるが、細部まで指導が行き届いているとは言い難い状況であった。この状況を踏まえ本会及び所管課においては以下の点に留意するよう要望する。

ア 三嶋大祭り実行委員会

補助金が配分されているすべての団体に「会計報告に関するマニュアル」に基づく事務処理を行うよう周知し、実績報告書等の標準例を具体的に示す等して、適正な事務の執行となるよう各団体に指導をされたい。

イ 商工観光まちづくり課

三嶋大祭り実行委員会に会計処理及び審査等を一任している状況が見受けられるが、補助金を決定し適正性を審査し指導するのは行政の役割であることを再認識し、補助目的や補助対象経費等を明確にするためにも、補助金交付要綱の整備を検討し適正な事務処理が行われるよう指導、助言に努められたい。

(2) 公の施設の指定管理監査

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

放課後児童クラブは市内小学校14校の余裕教室や敷地内に施設を設け、令和5年度より市直轄の運営から指定管理者制度を導入し民間事業者である株式会社トヨタエンタプライズにより運営されている。

指定管理者と所管課の事務手続きにおいて、協定等に基づく義務の履行が適切に行われているかの確認を行ったところ、月次報告書の提出の遅れや、年次報告書の提出において証拠書類の整備が不十分であることが確認された。指定管理者及び所管課においては以下の点に留意するよう要望する。

ア 株式会社トヨタエンタプライズ

報告書等を提出する際には期限を厳守し、請求書等の証憑や帳簿書類など、計上の根拠となる資料に基づき適正に収支決算書を作成するとともに、業務に係る請求書や帳簿書類等を他の業務に係るものと区分して保管するよう改善されたい。

指定管理制度を導入し初年度が経過したところであるが、引き続き指定管理者制度の趣旨に沿った特色ある運営を展開されたい。

イ 教育総務課

指定管理者制度においては、施設の効率的、効果的な管理運営はもとより、利用者の最適な支援に繋がる効果が求められることから、行政における適切な指導ときめ細かい状況評価が重要となる。

指定管理者からの事業報告書等を受理した際には、報告内容を裏付ける関係書類の適正性を検証し、必要に応じてヒアリングや協議の実施、施設の訪問などの実地調査を行い、協定書等に規定された運用が適正になされているかの実態の把握に努め、適切な指導、助言を行われたい。